

## 個人情報の取扱委託及び保護、及び機密情報の保護に関する覚書

### 第1条 (機密情報)

- 機密情報とは、本覚書締結の前後を問わず、以下の目的（以下「情報開示目的」といいます。）のために、甲又は乙が相手方より開示を受ける情報とします。  
目的1：乙が提供するe-staffingサービス（以下「本サービス」といいます）の甲による利用  
目的2：乙が提供する本サービスの乙による管理
- 機密情報には、次項に定める個人情報、及び機密情報開示の事実を含みます。
- 個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び当該個人に関する情報と一体となって得られたその他の情報で、当該個人に関する情報をいいます。
- 以下の各号に該当する情報は、機密情報（ただし、本項において個人情報は含まない。）から除外します。
  - 相手方から開示される前に、既に保有していた情報
  - 相手方から開示された時点で、公知であった情報
  - 相手方からの開示後、受領者の責によらず公知となった情報
  - 第三者から、機密保護義務を負うことなく合法的に入手した情報
  - 相手方から開示された情報によることなく、独自に開発した情報

### 第2条 (個人情報の取扱委託)

甲は、乙に対し、情報開示目的達成のため派遣労働者の氏名、就業実績データ等の個人情報の管理等の取扱を委託し、乙はこれを受託します。

### 第3条 (機密保護義務)

- 甲及び乙は、機密情報を機密として保護し、そのために必要な合理的な措置を講じます。
- 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、機密情報の複写、破壊、改竄、第三者への開示及び漏洩、情報開示目的以外での利用を行いません。
- 甲及び乙は、万一、機密情報が漏洩又は紛失したことが発覚した場合、直ちに相手方に通知し、その後の対処についての指示を受けます。
- 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得て機密情報を第三者に開示する場合、自己の責任において本覚書における自己と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。ただし、開示当事者の本条に基づく機密保護義務は、かかる第三者への機密情報の開示により、何ら軽減されるものではありません。
- 甲及び乙は、相手方から要求があった場合、直ちにすべての機密情報を記載又は記録した媒体等を相手方に返却、又は機密漏洩に十分に配慮した方法で廃棄し、かつかかる機密情報の利用を行わないものとします。なお、情報開示目的が消滅した場合も同様とします。
- 甲又は乙が国その他の公権力により適法に機密情報の開示を命令された場合、当該公権力に対する機密情報の開示は、機密保護義務の対象外とします。ただし、当該命令を受けた当事者は、当該命令を受けた事実を速やかに相手方に通知するとともに、可能な限り機密情報の機密性の保護に努めます。

### 第4条 (再委託)

- 乙は原則として甲に対しての書面による事前の通知を行わない限り、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとします。
- 乙は前項に基づき委託業務を再委託する場合には、委託業務の着手前に書面をもって委託業務を実施する第三者についてその名称、委託業務の内容その他必要事項を甲に通知しなければならないものとします。
- 乙が第2項に基づく甲への通知を経て委託業務の全部又は一部を再委託する場合には、乙は本覚書に基づく乙の義務を、当該再委託先をして遵守させるとともに、当該再委託先が本覚書に基づく義務に違反し又は、過失により甲に損害を与えた場合は、乙がその一切の責を甲に対して負うものとします。

### 第5条 (立入検査等)

甲は乙に対し必要があると認めるときは、作業の実施状況及び甲が取扱を委託する個人情報の保管状況について報告を求め、また、乙の承諾の下、乙の作業場所等甲が必要と認める場所に立入検査を行うことができるものとし、乙はかかる報告又は検査に協力しなければならないものとします。

### 第6条 (事故時の対応)

乙において個人情報に係わる滅失、毀損、漏洩等の事故が発生した場合、乙は速やかに事故の発生について甲に報告をするものとし、乙は事徳の收拾に必要な対応をとるものとします。この場合、甲は合理的な範囲で乙に協力するものとします。

### 第7条 (個人情報に関わる損害賠償)

乙は、乙の従業員又はその他乙の関係者の故意又は過失により個人情報に関する事故、問題、紛争が発生し、甲又は第三者に損害を与えた場合、甲又は第三者に対し、当該損害の賠償責任を負うものとします。

### 第8条 (機密情報に関わる損害賠償)

甲及び乙は、機密情報の漏洩等の事故や本覚書上の義務違反により相手方に損害を与えた場合、かかる義務違反により通常発生しうる損害を賠償します。

### 第9条 (有効期限)

本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から本サービスの利用の終了、解除又は解約の日までとします。ただし、第3条、第7条及び第8条については、個人情報については以後期限なく、その他の機密情報については本覚書終了後5年間その効力を有するものとします。

### 第10条 (契約終了時の処理)

乙は、本覚書終了後直ちに個人情報を甲に返還するか、甲の指示に従い消去又は廃棄するものとします。この場合、消去若しくは廃棄にあたっては情報の漏洩がないよう必要な措置をとらなければならないものとします。

### 第11条 (管轄裁判所)

本覚書に関する紛争の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とします。

### 第12条 (協議解決)

甲及び乙は、本覚書に定めのない事項が生じた場合、又は本覚書の定め解釈に疑義が生じた場合、お互い誠意をもって協議し、その解決を図ります。

### 第13条 (要式性)

本覚書に関する意思表示は書面によってのみその効力を有するものとします。

本覚書の締結を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行うものとします。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとします。ただし、本契約を書面に締結した場合には、本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印の上で各1通を保管するものとします。

年 月 日

[甲]

[乙] 東京都千代田区神田神保町1丁目11番地  
株式会社イー・スタッフィング

代表取締役社長  
齋藤 剛